

ご契約に際しての重要事項です。よく読んでお申し込みください。

⚠ 重要事項説明書

お申込み前に「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。
特に保険金をお支払いできない主な場合等にご注意ください。

I 契約概要

この「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みいただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、承諾通知書とともにお送りする保険約款をご覧ください。(約款はお申し出いただければ事前にお送りします。)なお、ご不明な点につきましては、zenchi共済株式会社(以下「当社」といいます)または当社代理店までお問い合わせください。

1 商品の仕組について

この商品は「zenchiのあんしん保険 < 少額短期健康総合保険(無告知型) > 2016年創設」で、被保険者の方の死亡、入院等に対して保険金をお支払いする保険です。また、被保険者の方が被害者となる事故が生じたときの弁護士への法律相談費用等に対して、さらには、日常生活において他人に対して法律上の賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いします。

2 保障内容について

主な保険金の種類、保険金のお支払事由や、お支払いできない主な場合等について記載しております。
なお、各保険金はいずれも、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害、発病した病気(ただし特定疾病は除く)、被害事故または賠償事故で、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いたします。また、東京海上日動火災保険株式会社の個人賠償責任補償の内容詳細については、裏面をご覧ください。

保険金の種類	お支払事由	お支払いできない主な場合
死亡保険金	1.責任開始日以後に発病した疾病を原因として保険期間中に死亡したとき 2.責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に死亡したとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
特定疾病死亡保険金	責任開始日以後に特定疾病を原因として保険期間中に死亡したとき	初年度の責任開始日から起算して30日目以前に死亡したとき
特定重度障害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、傷害を被った日から起算して180日以内に所定の特定重度障害状態になったとき	(1)保険契約者、被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
入院保険金	1.責任開始日以後に発病した疾病を原因として保険期間中に1泊2日以上の入院を開始したとき 2.責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、傷害を被った日から起算して180日以内に1泊2日以上の入院を開始したとき	(1)保険契約者、被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など
特定疾病入院保険金	責任開始日以後に特定疾病を原因として保険期間中に1泊2日以上の入院を開始したとき	初年度の責任開始日から起算して30日目以前に入院を開始したとき
入院一時金	入院保険金または特定疾病入院保険金のお支払事由に該当する入院をしたとき	入院保険金または特定疾病入院保険金がお支払いできないとき
手術保険金	入院保険金または特定疾病入院保険金をお支払いする場合で、入院期間中に公的医療保険制度によって手術料の算定される手術を受けたとき	入院保険金または特定疾病入院保険金に同じ

保険金の種類	お支払事由	お支払いできない主な場合
傷害通院保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、傷害を被った日から起算して180日以内に通院を開始したとき	(1)保険契約者、被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)脳疾患または疾病 など
権利擁護費用保険金	保険期間中に日本国内において所定の被害事故が生じて弁護士または司法書士に対して法律相談費用、弁護士委任費用、接見費用を支払ったとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意（「身体の拘束」を除く） (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)労働災害事故 など
加害事故解決保険金 （ぜんち共済の個人賠償責任保険金）	保険期間中に日本国内において発生した偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負ったとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2)保険契約者または被保険者の指図による暴行または殴打 (3)職務遂行に直接起因するもの (4)配偶者、父母、子、生計を一にする同居の親族または別居の兄弟姉妹、祖父母およびそれらと生計を一にする同居の親族に対するもの (5)他人からの預かり物、借りている物に対するもの (6)自動車の所有、使用または管理に起因するもの など

※1回の入院での保険金のお支払日数限度は、プランによって30日もしくは60日となります。

※特定疾病的定義、所定の特定重度障害、公的医療保険制度の定義、所定の被害事故の詳細は保険約款をご覧ください。

※入院一時金、手術保険金は1回の入院につき1回のお支払いとなります。

3 保険期間と更新について

保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までにご契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、ご契約は更新されたものとします。

4 保障の対象となる方（被保険者）

ご加入時に日本国内にお住まいで、満5歳から満74歳までの方が対象となります。

（入院重点プラン、充実保障プランは満5歳から満64歳までの方が対象となります。）

5 保険料について

ご契約いただくにあたっての実際の保険料は、パンフレットをご覧ください。

6 保険料の払い込み方法について

- (1)月払か年払のいずれかをお選びください。
- (2)月払保険料は、責任開始日の属する月の初日から末日まで、または責任開始日の月単位の応当日の属する初日から末日まで（この間を払込期月といいます。）に払い込んでください。
- (3)年払保険料は、責任開始日の属する月の初日から末日まで（この間を払込期月といいます。）に払い込んでください。
- (4)月払保険料の払い込み方法は、口座振替（ご指定の金融機関（ゆうちょ銀行を含みます）からの自動振替）またはクレジットカード支払のみとなります。
- (5)年払保険料の払い込み方法は、以下からご選択できます。
 - ①口座振替による払い込み
 - ②金融機関（ゆうちょ銀行を含みます）・コンビニエンスストアでの払い込み
 - ③当社への直接払い込み
 - ④クレジットカードによる払い込み

7 満期返戻金および配当金について

この商品には、満期返戻金・契約者配当金はございません。

8 解約と解約返戻金について

ご契約後に解約される場合は、当社または当社代理店にご連絡ください。解約返戻金の額は、保険証券・保険契約更新証に記載します。なお、月払の場合、解約返戻金はありません。

9 保障内容の変更について

<加入プランの増額>

ご加入いただいた保険契約の増額は、保険契約の更新時に当社の承諾を得て行うことができます。なお前保険期間中に入院保険金のお支払いがあった場合等、増額のお申し出をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

<加入プランの減額>

ご加入いただいた保険契約の減額は、当社の承諾を得て、いつでも行うことができます。

II 注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄～

この「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願ひいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、保険約款を十分にご覧いただくことをあわせてお願ひいたします。(約款はお申し出いただければ事前にお送りいたします。)

ご不明な点につきましては、ぜんち共済株式会社(以下「当社」といいます。)または代理店までお問い合わせください。

1 クーリングオフについて

(1) クーリングオフとは

保険契約申込者は、契約の申込みを行った日から、当社が保険証券を交付した日を含め8日以内の期間であれば、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。この場合、すでに払い込みいただいた保険料があれば全額ご返金いたします。

(2) クーリングオフの方法

* クーリングオフは郵便(封書またはハガキ)により、前述の期間内(8日以内の消印)に、当社(パンフレット記載の住所)までお申し出ください。

* 郵便には、クーリングオフする旨を明記し、保険契約者様のご署名・ご捺印、保険契約者様のご住所、電話番号、被保険者様のお名前、証券番号(保険証券が交付されている場合)、保険料返戻口座(既に払い込みいただいた場合)をご記入ください。

2 告知義務について

本保険契約を申込まれる際、告知や医師の診査は不要です。

3 通知義務について

本保険契約締結後に保険契約者様が住所・氏名を変更したときおよび被保険者様が病気やケガで入院・死亡されたときや、賠償事故を起こしたとき、被害事故を受けたときは、当社または当社代理店へご通知ください。

4 責任開始日について

ご契約の申込締切日は、毎月20日とします。申込締切日までに当社に申請書が到着、またはインターネットを利用した申込みを受信し、当社が当月中にその申込を承諾した場合は、申込締切日の翌月1日から保障が開始されます。

5 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」に記載されている「**2 保障内容について**」の＜保険金をお支払いできない主な場合＞を必ずご確認ください。

6 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

(1) 保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までとします。

(2) 保険料の払込猶予期間中の保険料の払い込み方法は、当社所定の方法によります。

(3) 保険料の払込猶予期間中に保険料の払い込みがない場合は、猶予期間満了をもって責任開始日または払込期月の初日に遡り保険契約は失効します。

(4) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

7 お客様に関する個人情報の取扱いについて

当社では、本保険契約に関する個人情報(当社の適切な業務運営を確保するために必要な範囲の情報で、医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものも含みます。)の取扱いを以下のとおりとさせていただきます。

(1) 個人情報の利用目的

当社では個人情報を次の目的のために利用します。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理

②保険金・給付金等のお支払い

③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

④提携会社を含めた各種商品・サービス・イベント等のご案内・提供・管理

⑤市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発

⑥当社社員の採用、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理

⑦その他、上記①から⑥に付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

(2) センシティブ(機微)情報について

お客様に関するセンシティブ(機微)情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第227条の10に基づき利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外にはお客様のセンシティブ(機微)情報を取得、利用、または第三者への提供を行いません。

(3) 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

①法令に基づく場合

②業務遂行上必要な範囲で当社代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合、および団体加入のための取扱いをその団体(協賛団体または所属する施設等)に委託する場合

③再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合

④不適切な保険引受けや保険金支払いを未然に防ぐため、他の保険会社、共済会等と情報を交換する場合

(4) 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

ぜんち共済株式会社 詳細については当社のホームページ(<http://www.z-kyosai.com/>)に掲載しています。

8 セーフティーネットについて

当社は、「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3(保険契約の移転等における資金援助)第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。あらかじめご了承いただいた上で、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

9 保険料・保険金額の変更について

(1) 保険契約更新時

- * 本保険契約は、更新時に保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- * 本保険契約は、保険金お支払い実績が当初予測を大幅に上回り、更新契約の引受けが困難になった場合には、その契約の更新をお断りすることがあります。

(2) 保険期間中

- * 当社が必要と認めた場合には、保険期間中であっても、この保険契約の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
- * 保険期間中に保険金のお支払事由が集中して発生し、保険金のお支払いのための財源が不足し、会社の経営に重大な影響を及ぼすと判断したときは、保険金を削減してお支払いことがあります。

10 補償重複に関する事項

補償内容が同様の権利擁護費用補償や個人賠償責任補償が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がありますので、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

11 その他法令等で注意喚起することとされている事柄

少額短期保険事業者が引受けられる保険契約の要件は以下のとおりです。

- (1) 保険期間は生命保険・医療保険の場合1年、損害保険の場合2年までとなります。(保険業法施行規則第227条の2第3項15号イ)
なお「ぜんちのあんしん保険 < 少額短期健康総合保険(無告知型) > 2016年創設」の保険期間は1年です。
- (2) 保険金額は1被保険者について死亡保険300万円まで、医療保険等80万円まで、重度障害保険300万円まで、特定重度障害保険600万円まで、傷害死亡保険600万円まで、損害保険1,000万円までとなります。(保険業法施行令第1条の6)
- (3) すべての保険の保険金額の合計は1被保険者について1,000万円まで、ただし、低発生率保険を含むものがある場合は2,000万円までとなります。(保険業法施行規則第227条の2第3項15号ロ)
- (4) 1保険契約者について引受けするすべての保険の被保険者の総数は100名までとなります。(保険業法施行規則第211条の31第2項および同法施行規則第227条の2第3項15号ハ)

12 苦情等に関する「少額短期ほけん相談室」について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 受付日 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

13 支払時情報交換制度について

当社は一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp>)をご参照ください。

Ⅲ その他ご注意いただきたい重要な事項

1 ご契約の際にご注意いただくこと

* ご記入内容を十分お確かめのうえ、記名押印をお願いします。

* ご契約プランをお選びいただく際には、必要な保障額に見合った無理のないプランをお選びください。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約をお引受けし、保険料の入金が確認できましたと、当社は保険証券を保険契約者様宛にお送りします。お手元に届きましたら、記載されている内容をご確認のうえ、大切に保管してください。万一内容が異なっていたり、不審な点などがありましたら、当社または当社代理店までご連絡ください。

3 保険金のご請求のお手続きについて

保険金支払事由が発生したときは、速やかに当社までご連絡ください(0120-322-150)。当社所定の保険金請求書類をお送りいたします。

4 控除証明書について

少額短期保険業者の保険商品の保険料は所得控除の対象とはなりません。

ご不明な点は、
お気軽にお問い合わせ
ください。



ぜんち共済株式会社

コールセンター (カール) 0120-322-150

FAX:03-5835-2572 URL:<http://www.z-kyosai.com/>
(営業時間 月~金 9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く)